

弁護団声明

旧優生保護法による優生手術等の被害については、昨年1月30日、宮城県在住の被害者が、国に対して、仙台地方裁判所に国家賠償訴訟による損害賠償を求める訴訟を提起し、その後各地の被害者の提訴が続いて、現在、全国7地域の地裁に、20名の原告の訴訟が係属している。

優生手術等の被害者に対する被害回復制度を検討してきた与党WT（座長 田村憲久）、超党派の議連（座長 参議院議員尾辻秀久）は、本日、「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案（仮称）骨子（案）」に関し、検討が残されていた、被害者に給付する一時金について、金320万円とすることを公表した。

補償金の金額については、本年3月5日、当弁護団とJDFとが共同開催した「旧優生保護法下における強制不妊手術に関するJDFフォーラム」において、「ハンセン病被害者など過去の日本における被害回復制度を踏まえた補償内容」を求める集会アピールを採択し、一時金が300万円と予想されるとの報道について、子を産み育てるか否かの自己決定権を侵害した被害の重大性、不可逆性から全く不十分な金額であるとの認識を共通にした。

一時金320万円では被害者の被害回復とはならず、現在全国で相談を継続している被害者は訴訟での被害回復を求め、新たに訴訟提起することが予想される。

最も早く進行している仙台地方裁判所の訴訟では、本国会開会中の本年5月にも判決が出る可能性もある。

我々は、今国会中に、司法判断を踏まえ、被害の重大性に向き合った補償額を定めること、及び、①国の責任の明確化、②深い謝罪と憲法違反であったことの確認、③第三者性を担保した認定制度の策定、⑤被害者からみて信頼に足りうる検証体制の確立並びに再発防止のための啓発活動の実施、⑥国及び自治体が必要な調査及び個別の被害者への通知を行うための権限規定の明記、⑦関連資料の保存などに関する規定明記等、真に被害回復に資する法律の制定を強く求める。

2019年3月14日

全国優生保護法被害者弁護団

共同代表 新里 宏二

同 西村 武彦